

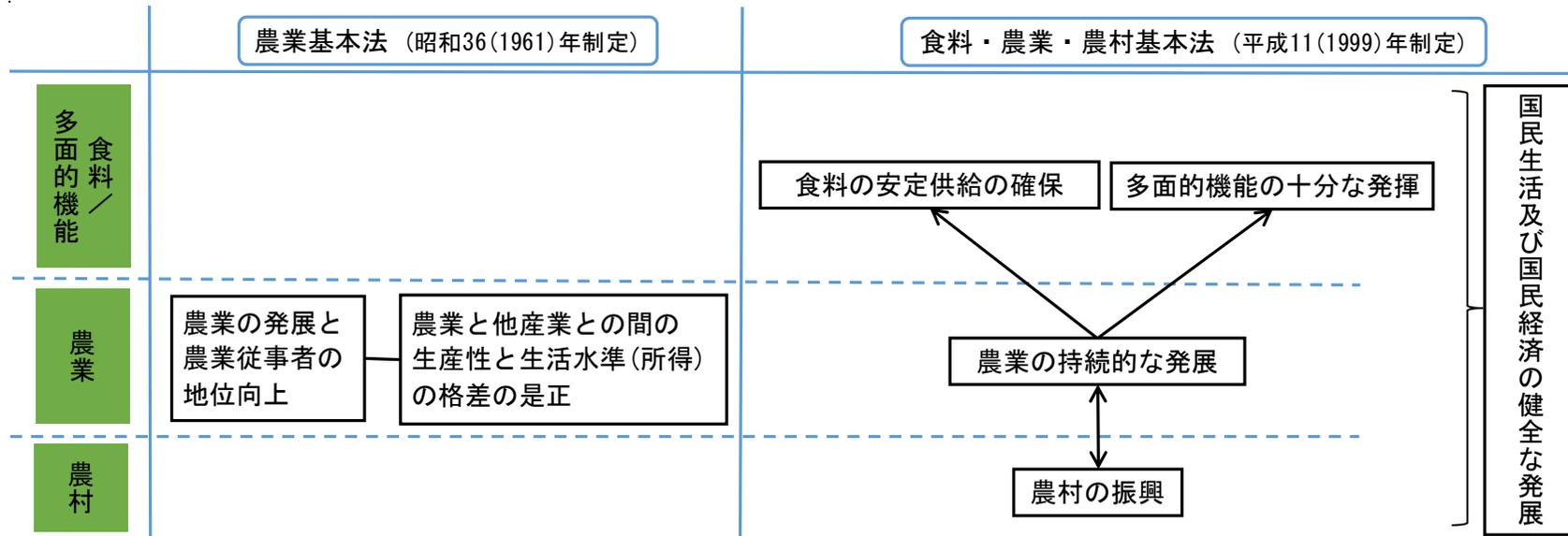


**特集**  
**食料・農業・農村基本法の  
検証・見直し**

基本法制定から四半世紀が経過する中、食料安全保障上のリスクが顕在化

- 食料・農業・農村基本法(以下「現行基本法」という。)の制定から四半世紀が経過する中、我が国の食料・農業・農村は、制定時には想定していなかった、又は想定を超えた情勢の変化や課題に直面
- 具体的には、(1)世界的な人口増加に伴う食料争奪の激化、気候変動による食料生産の不安定化に起因する食料安全保障上のリスクの高まり、(2)地球温暖化、生物多様性といった環境等の持続可能性に配慮した取組への関心の高まり、(3)国内の人口減少に先駆けて農村人口が急激に減少する中で、農業者の急減等による食料供給を支える力への懸念の高まり等が見られ、大きな歴史的転換点に立脚

食料・農業・農村基本法の基本理念



資料：農林水産省作成

基本法検証部会において現行基本法の検証・見直しを実施し、2023年9月に答申を取りまとめ

- 2022年9月に、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問。「基本法検証部会」において、有識者からのヒアリングや施策の検証を行い、学識経験者や生産者、食関連事業者、関係団体等の様々な分野の委員による活発な議論を実施
- 全国11ブロックで地方意見交換会を実施するとともに、Webサイト等を通じた国民からの意見募集を行い、広く国民の声を聴きながら検討を進め、2023年9月に答申を取りまとめ

## 現行基本法制定以降、食料・農業・農村をめぐる内外の情勢は大きく変化

- 現行基本法制定以降、食料・農業・農村をめぐる内外の情勢は大きく変化
- 特にロシアによるウクライナ侵略等により、世界の食料生産・供給は不安定化
- また、現行基本法制定後、環境保全や持続可能性をめぐる国際的な議論は大きく進展し、農業や食品産業と持続可能性との考え方も大きく変化
- 現行基本法の基本理念が前提としていた状況が大きく変わりつつあり、新たな課題も発生

### 世界の食料生産・供給の不安定化の事例

干ばつによる不作



洪水による浸水



害虫の大発生



\* 写真の撮影者は、ラチャグリット・タンヤジャラットポーン氏

\* © FAO/Sven Torfinn

家畜伝染病の発生



感染症による流通の混乱



肥料需給の逼迫



\* 写真の出典は、防衛省  
資料：農林水産省作成

\* 写真の出典は、独立行政法人  
農畜産業振興機構

## 世界情勢の変化により食料安全保障に係る地政学的リスクが高まり

- 近年、新型コロナウイルス感染症のまん延、エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争等による複合的リスクが顕在化。そのような中、ロシアによるウクライナ侵略等により、黒海経由の穀物輸出の停滞、国際的な小麦相場や肥料原料価格の高騰といった世界の食料供給が一層不安定化
- 地政学的な情勢の不安定化は、輸入依存度の高い我が国の食料供給に深刻な影響を及ぼす可能性



ウクライナ情勢をめぐり2022年3月に開催されたG7首脳会合  
資料：首相官邸ホームページ  
URL：[https://www.kantei.go.jp/jp/101\\_kishida/actions/202203/24g7.html](https://www.kantei.go.jp/jp/101_kishida/actions/202203/24g7.html)

## 食料安全保障に関する国際的な議論が進展

- FAO(国際連合食糧農業機関)は、世界規模で食料問題に関する議論が行われた1996年の世界食料サミットにおいて、食料安全保障について「全ての人々が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能である」と定義

### FAOにおける食料安全保障の定義

#### 【FAOにおける食料安全保障の定義】

食料安全保障は、**全ての人**が、**いかなる時**にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上の**ニーズ**と**嗜好**を満たすために、**十分に安全かつ栄養ある食料**を、**物理的にも社会的にも経済的にも入手可能**であるときに達成される。

#### 【食料安全保障の四つの要素】

**Food Availability(供給面)**  
適切な品質の食料が十分に供給されているか。

**Utilization(利用面)**  
安全で栄養価の高い食料を摂取できるか。

**Food Access(アクセス面)**  
栄養ある食料を入手するための合法的、政治的、経済的、社会的な権利を持ち得るか。

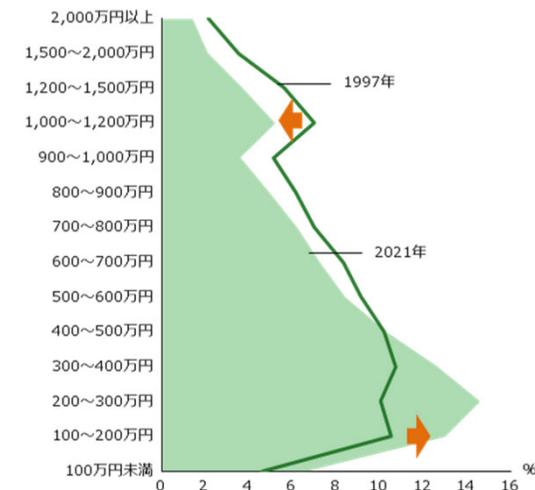
**Stability(安定面)**  
いつ何時でも適切な食料を入手できる安定性があるか。

資料：農林水産省作成

## 経済的理由により十分な食料を入手できない人が増加しているほか、食料を届ける力が減退

- 1990年代以降、非正規雇用の増加等により、低所得者層が増加。所得が200万円未満の世帯割合の増加が見られており、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加
- いわゆる「物流の2024年問題」の影響と併せて、食品流通に支障が生じる懸念が高まっている。また、国内市場の縮小の影響は、特に過疎地で顕在化・深刻化しており、「買い物困難者」が増加

### 所得金額階級別世帯数の相対度数分布の変化

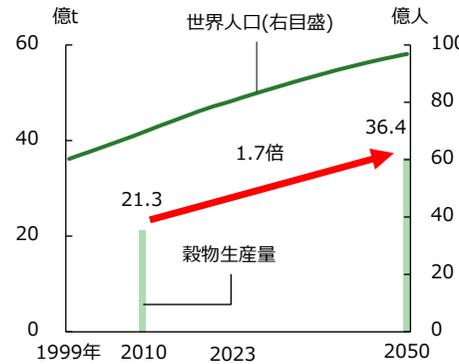


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」を基に農林水産省作成

## 世界人口の増加等に伴い食料需要が増大している一方で、気候変動や異常気象の頻発化等により食料生産が不安定化

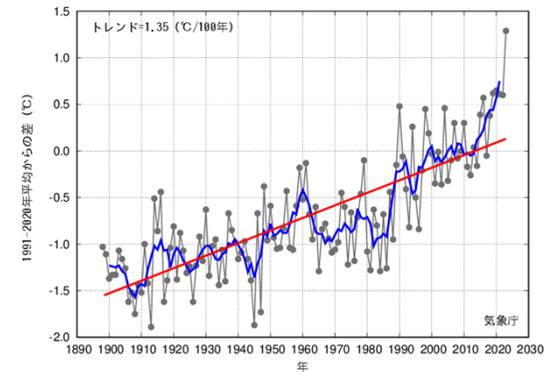
- 1999年当時に約60億人であった世界人口は、2023年には80億1千万人、2050年には約97億人になると推計。人口増加に対応し、世界の穀物生産量も増加
- 地球温暖化の影響により、高温、干ばつ、大規模な洪水等の異常気象が頻発し、2000年代に入ってから、毎年のように世界各地で局所的な不作が発生。世界的な食料生産の不安定化が助長されており、穀物価格の高騰と暴落が繰り返されるようになっている。

世界人口と穀物生産量の見通し



資料：国際連合「World Population Prospects 2022」、農林水産省「2050年における世界の食料需給見通し」(2019年9月公表)を基に農林水産省作成  
注：世界人口は国際連合の推計値

我が国の年平均気温偏差

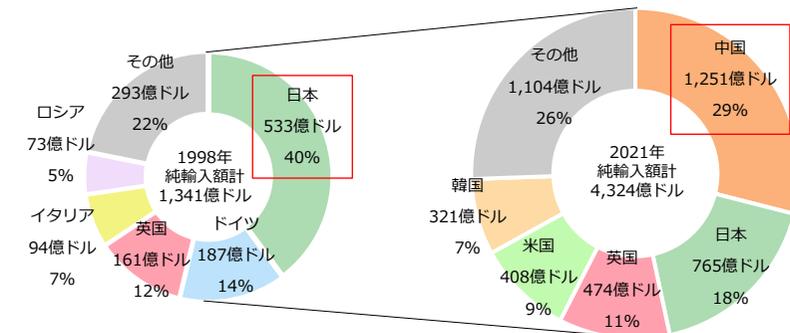


資料：気象庁「日本の年平均気温偏差の経年変化(1898～2023年)」(2024年1月公表)  
注：赤の直線は、長期変化傾向。平均気温の基準値は、1991～2020年の平均値

## 食料の輸入大国が新たに現れる状況において、輸入価格は上昇し、安定的な輸入にも懸念

- 我が国では約30年にわたるデフレ経済下で経済成長が著しく鈍化したのに対し、世界的には中国やインド等の新興国の経済が急成長。今後我が国の経済的地位は更に低下することが予想
- 我が国が輸入に大きく依存している穀物、油糧種子、肥料や飼料等の農業生産資材の調達競争が激化しており、世界中から必要な食料や農業生産資材を思うような条件で調達できない状況となってきた。

農林水産物純輸入額の国・地域別割合

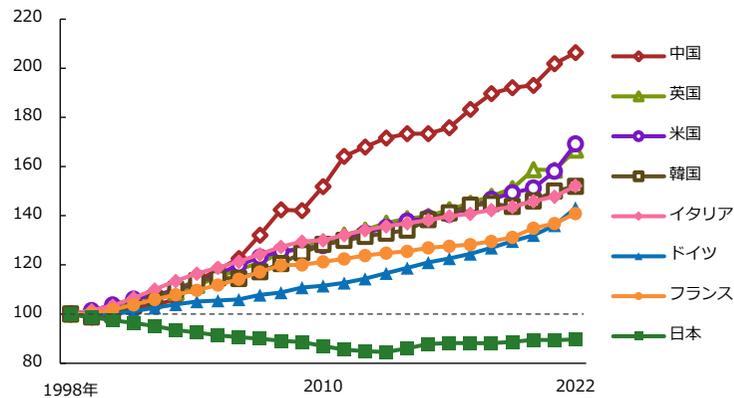


資料：S&P Global「Global Trade Atlas」を基に農林水産省作成  
注：経済規模とデータ制約を考慮して対象とした41か国・地域のうち、純輸入額(輸入額-輸出額)がプラスとなった国・地域の純輸入額を集計したものの

**約30年にわたるデフレ経済下で安売りの常態化や、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることを敬遠する意識が醸成・固定化される中、価格形成機能の問題が顕在化**

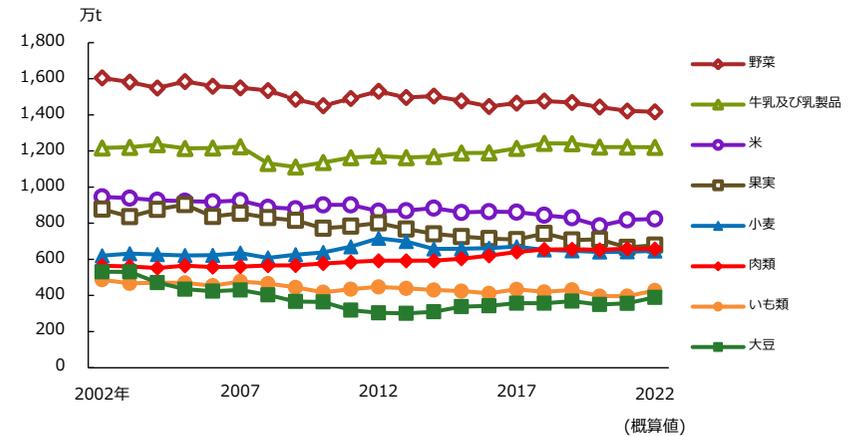
- 約30年にわたるデフレ経済下で、国内の農産物・食品価格はほとんど上昇しないまま推移。消費者も低価格の食料を求め、安売り競争が常態化し、サプライチェーン全体を通じて食品価格を上げることを敬遠する意識が醸成・固定化。生産コストが増加しても価格を上げることができない問題が深刻化し、農産物や生産資材の価格が急騰した際にも製品価格に速やかに反映できず、事業継続にも関わる事態が生じている。
- 他品目に比べ、農外収入が大きく、兼業主体の生産構造や他作物への転換が進まなかった稲作を始め、生産サイドにおいては、その需要に合わせた対応が必ずしもできていない状況
- 長期にわたるデフレ経済下で、価格の安さによって競争する食品販売が普遍化し、その結果、価格形成において生産コストが十分考慮されず、また、生産コストが上昇しても販売価格に速やかに反映することが難しい状況を生み出している。

主要国におけるGDPデフレータ



資料：世界銀行「経済に関するデータ」を基に農林水産省作成  
 注：1) GDPデフレータとは、名目GDPを実質GDPで除して算出される、国内要因による物価動向を示す指標  
 2) 1998年を100とする指数

主要な農畜産物の需要量(国内消費仕向量)

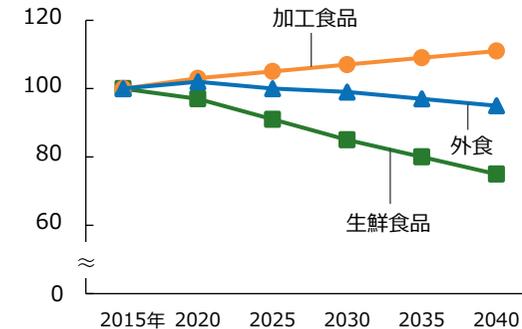


資料：農林水産省「食料需給表」

## 人口減少・高齢化に伴い国内市場が縮小

- ▶ 我が国の人口は2008年をピークに減少に転じており、今後とも人口減少や高齢化により、食料の総需要と1人当たり需要の両方が減少することが見込まれ、国内の食市場が急速に縮小していくことが避けられない状況
- ▶ 少子化や高齢化の進展により単身世帯が増えることも見込まれ、家庭で直接又は調理を経て消費される生鮮食品から調理済み等の加工食品に需要がシフトすることが予想

食料消費支出の将来推計



資料：農林水産政策研究所「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」

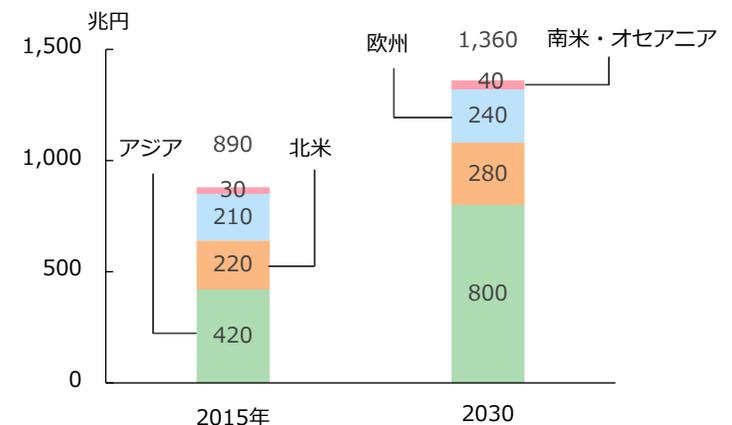
注：1) 2015年を100とする指数

2) 生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。  
加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目

## 世界人口の増加に伴い、国際的な食市場は拡大傾向

- ▶ 世界人口の増加に伴い、国際的な食市場は拡大傾向にあり、主要国・地域の飲食料マーケット規模は2015年から2030年にかけて1.5倍になると予測
- ▶ 特にアジア地域は、世界の経済発展の中心地であり、高所得者層の増加等により、日本食が受け入れられ、我が国の農産物や加工食品の需要も高まりつつある状況
- ▶ 持続的な成長とリスク分散、農業の生産基盤の維持の観点から、国内市場だけでなく海外市場も視野に入れた農業・食品産業への転換を推進していく必要

世界主要34か国・地域の飲食料市場規模



資料：農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」(2019年3月公表)

注：主要34か国・地域は、2015年のGDP上位20か国(日本を除く。)のほか、これらに含まれないEU加盟国の上位5か国及びAPEC参加国・地域の上位10か国・地域を加えた国・地域

## 農業が有する環境・持続可能性への負の影響への関心が高まり。環境に配慮した持続可能な農業を主流化する政策の導入が進展

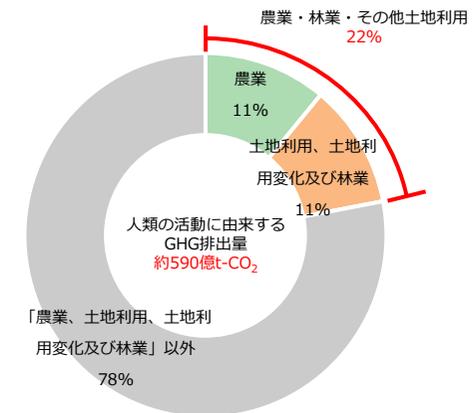
- 地球環境の保全や貧困問題の解消といった持続的な社会・経済の形成に向けた国際的な議論が進展
- 食料供給が地力の維持や自然景観の保全等の生態系サービスに与える悪影響を最小化していくことが重要という考え方が国際的に浸透
- 農業が環境に負の影響を与え、持続可能性を損なう側面もあるという前提に立ち、農林業由来の温室効果ガスの排出削減、環境への負荷の低減に取り組むことにより、環境に配慮した持続可能な農業を主流化することが必要
- 我が国においても2021年に「みどりの食料システム戦略」(以下「みどり戦略」という。)が策定され、2022年にみどりの食料システム法が制定され、農業の環境負荷低減を図る取組が進められている。

### 地球環境問題リスクとして指摘されている事項

主な項目	気候変動・生物多様性への影響
施肥(肥料)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰施肥による一酸化二窒素の発生、水質悪化</li> <li>・ 肥料の生産・調達に伴う化石燃料の使用</li> </ul>
防除(農薬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適切な農薬の使用による生物多様性の損失</li> </ul>
農業機械・加温施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化石燃料の使用による二酸化炭素の発生</li> <li>・ 農業機械作業による土壌の鎮圧</li> </ul>
プラスチック資材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄段階での処理</li> <li>・ 製造段階における燃料燃焼</li> <li>・ マイクロプラスチックによる海洋生物等への影響</li> <li>・ 不適切な処理等による生態系の攪乱</li> </ul>
家畜飼養	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛等反すう動物の消化管内発酵によるメタンの発生</li> <li>・ 家畜排せつ物処理に伴うメタン、一酸化二窒素の発生</li> <li>・ 硝酸態窒素による水質汚染</li> </ul>
圃場管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水田土壌等からのメタンの発生</li> <li>・ 土壌粒子の流亡等による水質汚濁、富栄養化</li> </ul>

資料：農林水産省作成

### 世界の農林業由来のGHG排出量



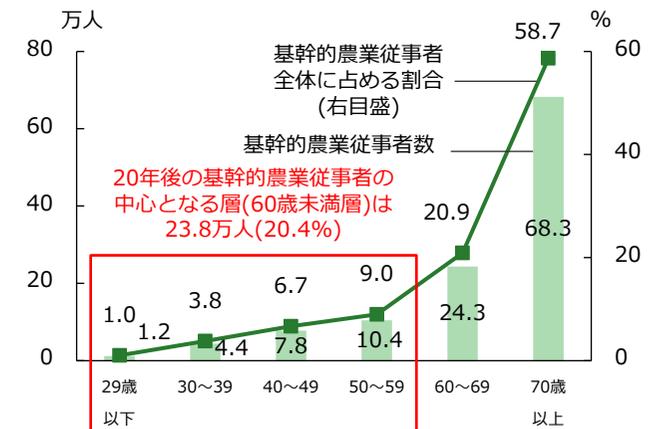
資料：IPCC「Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change」(2022年4月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 2019年の推定値  
2) 排出量は二酸化炭素換算

## 我が国の人口減少は、農村で先行し、農業者の減少・高齢化が著しく進展

- 我が国の人口減少は、農村で先行し、農業者の減少・高齢化が著しく進展
- 基幹的農業従事者数は、2000年の約240万人から2023年には約116万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上層となっている。20年後の基幹的農業従事者の中心となる60歳未満層は、全体の約2割の24万人程度にとどまっている。

年齢別の基幹的農業従事者数



資料：農林水産省「令和5年農業構造動態調査」を基に作成

注：1) 2023年2月1日時点の数値

2) 「基幹的農業従事者」は、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

## スマート農業技術等の生産性向上等に資する技術革新が進展。一方で、実証プロジェクトにおいてスマート農業機械等の導入コスト等の課題が判明

- スマート農業技術を始め、農業の生産性向上等に資する技術革新が進展。今後、農業者が減少する中、食料の供給基盤の維持を図っていくとともに、生産性の高い農業を確立するためには、デジタル変革の進展を踏まえ、スマート農業を一層推進していくことが重要
- 2019年度からスマート農業実証プロジェクトを全国217地区で推進し、作業時間の大幅な削減効果が明らかになったほか、危険な作業や重労働、現場のはり付きからの解放といった効果や、環境負荷低減によるみどり戦略の実現への貢献を確認。一方で、スマート農業機械等の導入コストの高さやそれを扱える人材の不足、従来の栽培方式にスマート農業技術をそのまま導入してもその効果が十分に発揮されないこと、スマート農業技術の開発が不十分な領域があり開発の促進を図る必要があること等の課題が判明

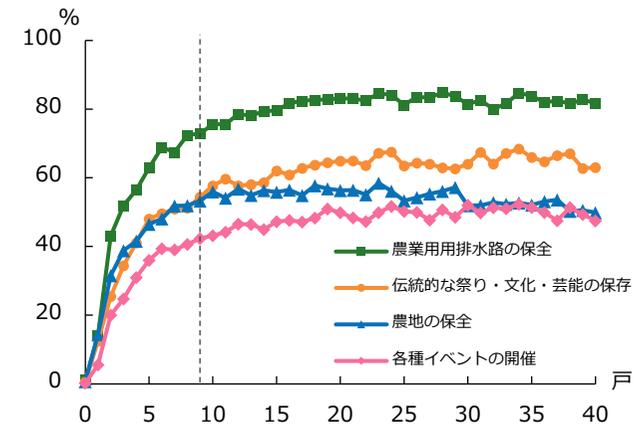


ドローンを活用した農薬散布  
資料：ヤマハ発動機株式会社

## 農村人口の減少や集落の縮小により農業を支える力が減退

- 農村では都市に先駆けて人口減少・過疎化が進行
- 集落機能の維持に支障を来す事態も生じており、集落内の戸数が9戸以下になると用排水路の管理や農地の保全等の集落が担ってきた共同活動が著しく減退するといった状況も見られている。
- 農村人口の減少や集落機能の低下は食料安全保障上のリスクとして認識されるべき課題となっている。

総戸数別の集落活動の実施率

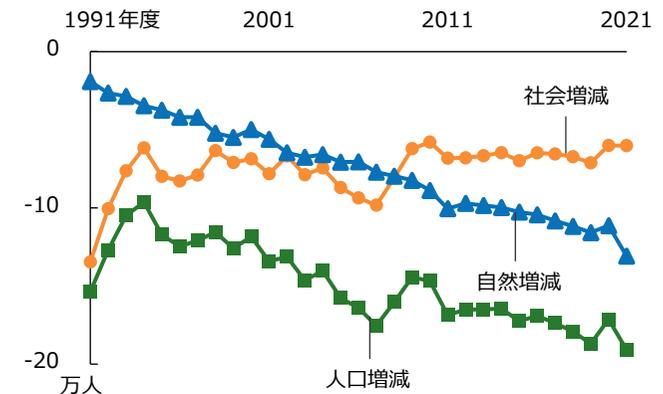


資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農業センサスの総合分析-」(2018年12月公表)を基に農林水産省作成

## 過疎地域では社会減を上回る規模で自然減が進行することが予想。これまで集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動の継続性が懸念

- 過疎地域では、特に中山間地域での高齢化が顕著であること等を背景として、2009年度以降、社会減より自然減が大きくなっている。今後、農村への移住等により社会減が一定程度緩和されたとしても、それを上回る規模で自然減が進行することが予想
- これまで集落の共同活動により支えられてきた農業生産活動の継続が懸念される状況
- 特に農村に一定の住民がいることを前提にこれまで地域で支えてきた用排水路や農道といった末端の農業インフラの保全管理等への対応が課題

過疎地域における要因別の人口増減



資料：総務省「令和3年度版 過疎対策の現況」(2023年3月公表)を基に農林水産省作成

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定

- ▶ 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部では、2023年6月に、現行基本法の見直しに当たり、特に基本的施策の追加又は見直しが必要となっている事項について、政策の方向性を整理した「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」を決定し、(1)平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、(2)環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、(3)人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立といった新たな三つの柱に基づく政策の方向性を明記

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」の概要

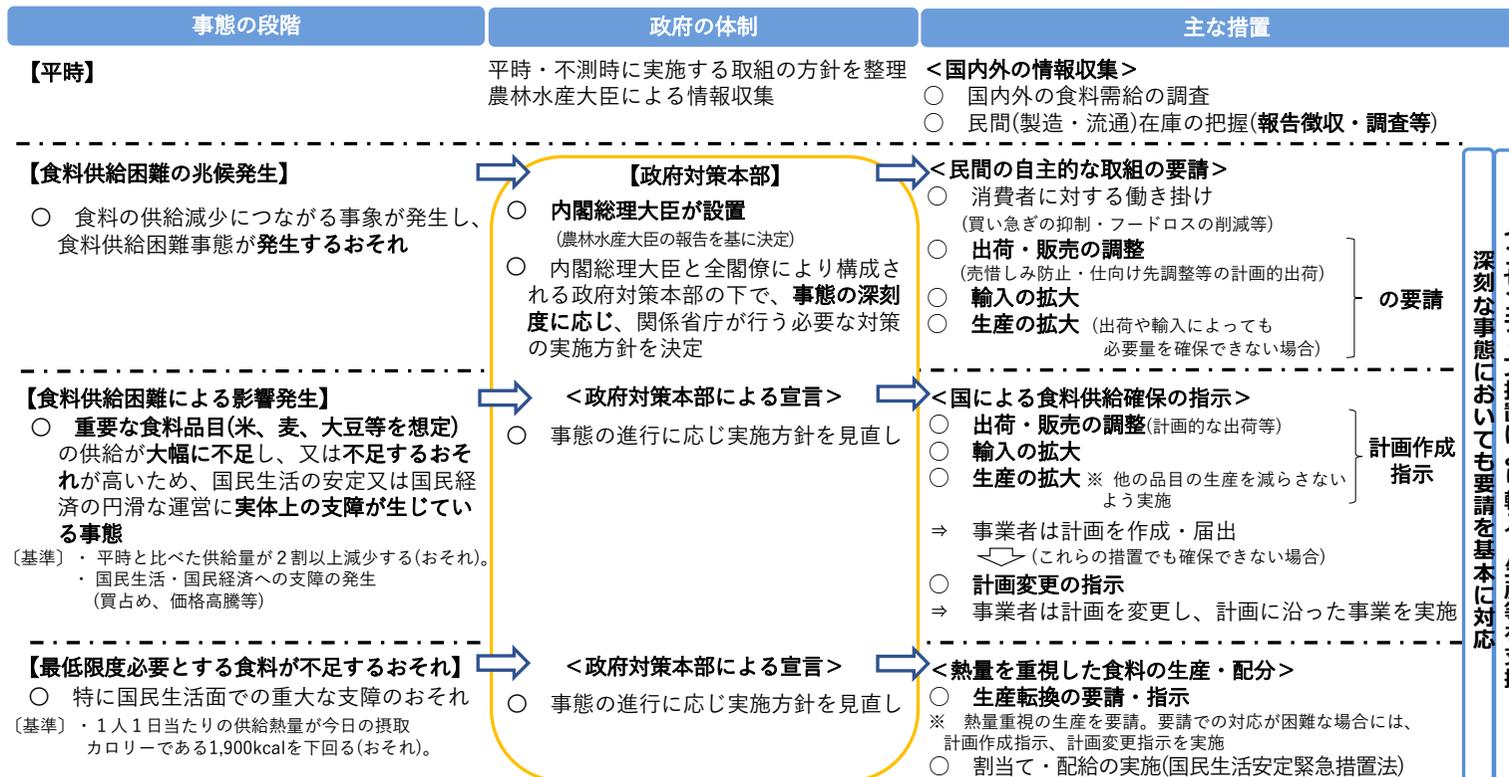
<p>平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立</p>	<p>人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>食料安全保障の定義</b> 食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義し、<b>平時からの食料安全保障</b>を確保</li> <li>○ <b>輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化</b> 小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の<b>国内農業生産の増大</b>や<b>飼料、肥料等の生産資材の確保</b>を図るとともに、<b>輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も重視</b></li> <li>○ <b>海外市場も視野に入れた産業に転換</b> <b>輸出拡大</b>により<b>農業・食品産業の生産基盤</b>を確保</li> <li>○ <b>適正な価格形成に向けた食料システムの構築</b> 持続可能な食料システムの構築に向けて、できる品目から、生産から加工・流通・販売までの<b>各段階で適正な価格形成の実現</b></li> <li>○ <b>全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善</b> <b>買い物困難者等</b>や、<b>経済的理由により十分な食料を入手できない者</b>も<b>健康的な食生活が送れるよう地域の食品事業者による供給体制を整備</b></li> </ul>	<p>～急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村の人口が急減する中で、<b>離農する経営体の農地の受け皿となる経営体等(担い手)の育成・確保</b></li> <li>・<b>農業法人等の経営基盤の強化</b></li> <li>・<b>地域の話合いを基に、担い手に加え、多様な農業人材も参加して地域の農地を保全・管理し、持続的な生産につなげる。</b></li> </ul> </li> <li>○ <b>スマート農業等による生産性の向上</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>スマート技術の活用により生産性を向上し、食料供給を確保</b></li> <li>・<b>農業経営体を経営・技術等でサポートするサービス事業者の育成・確保</b></li> </ul> </li> <li>○ <b>家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護等</b></li> </ul>
<p>環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換</p>	<p>～農村人口減少の中での農村集落機能の維持～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>農村コミュニティの維持</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>イノベーションによるビジネス創出や情報基盤整備等により都市から農村への移住、関係人口の増加等</b>を図る。</li> </ul> </li> <li>○ <b>農村インフラの機能確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>集落機能の低下が懸念される地域においても、農業生産に不可欠な農業水利施設等の維持管理</b>を図る。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>環境と調和のとれた食料システムの確立</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>環境負荷低減等を行う持続的な農業を主流化</b></li> <li>・<b>農業生産、加工、流通、小売を含む食料システム全体でグリーン化</b></li> </ul> </li> </ul>	

資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料を基に農林水産省作成

## 不測時における食料安全保障を強化

- 世界的な食料需給の変化や生産の不安定化等により、食料供給が大幅に減少するリスクが高まっていることを踏まえ、不測時の対応根拠となる法制度を検討。「不測時における食料安全保障に関する検討会」において、その基本的な考え方として、(1)農業者を始めとする事業者の自主的な取組を基本とすること、(2)食料の供給不足が予想される段階から対策を講じ、食料供給不足が国民生活や国民経済に与える影響を早期に防止すること、(3)食料の供給確保対策は、事態の進行に合わせて段階的に追加していくこと等を整理し、2023年12月に取りまとめ
- これを受け、政府は、米穀、小麦、大豆その他の国民の食生活上又は国民経済上重要な食料の供給が大幅に不足し、又は不足するおそれが高い事態に対応するため、食料供給困難事態対策本部の設置、当該食料等の安定供給の確保のための出荷若しくは販売の調整又は輸入若しくは生産の促進の要請等の措置を定める「食料供給困難事態対策法案」を第213回通常国会に提出

### 不測時の食料安全保障の強化のための新たな法的枠組み



## 国民一人一人の食料安全保障を確立

- 食料安全保障について、国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理

## 輸入リスクの軽減に向け、食料の安定供給を強化

- 小麦・大豆、加工・業務用野菜、米粉用米等の国内農業生産の増大や飼料、肥料等の農業生産資材の確保を図るとともに、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等を図ることとしている。

## 輸出促進を、国内の農業生産基盤の維持に不可欠なものとして位置付け

- 人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進については、国内の農業生産基盤の維持を図るために不可欠なものとして政策上位置付けることとしている。

## 全ての国民が健康的な食生活を送るための円滑な食品アクセスの確保を推進

- 幹線物流について、パレット化やモーダルシフト等の促進や、物流の生産性向上に向けた商慣行の見直しや物流標準化・効率化の推進、荷主企業等の行動変容を促す仕組みの導入を進めることとしている。
- 消費地内での地域内物流、特に中山間地域でのラストワンマイル物流について、関係省庁と連携しながら、地方公共団体、スーパーマーケット、宅配事業者等と協力し、食品アクセスを確保するための仕組みを検討
- 福祉政策、孤独・孤立対策等を所管する関係省庁と連携し、物流体制の構築、寄付を促進する仕組みといった生産者・食品事業者からフードバンク・こども食堂等への多様な食料の提供を進めやすくするための仕組みを検討

### 買い物支援の事例

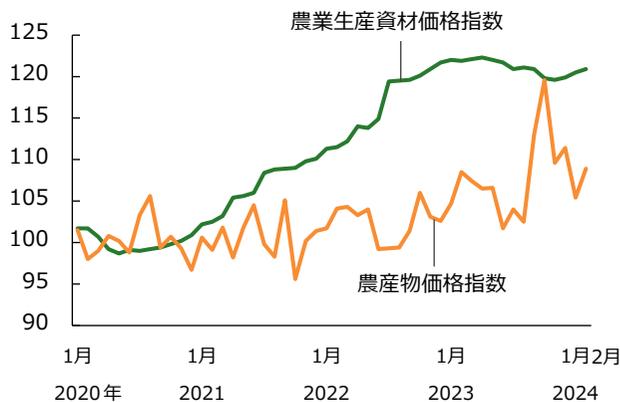


「NPO法人ともに」では、移動式販売による買い物支援と併せ、高齢者の見守り活動を実施(島根県)  
資料：NPO法人ともに

## 合理的な価格の形成に向けた対応を推進

- 農産物の価格は、品目ごとにそれぞれの需給事情や品質評価に応じて形成されることが基本。一方、流通段階での厳しい価格競争といった様々な要因で農業生産資材等のコスト上昇分を適切に取引価格に転嫁することが難しい状況
- 農産物価格指数の上昇率は、農業生産資材価格指数の上昇率と比べて緩やかな動きで推移。農業生産資材の価格高騰は、生産者等の経営コストの増加に直結し、最終商品の販売価格に適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させるおそれ
- 持続可能な食料供給を実現するためには、生産だけでなく、流通、加工、小売等のフードチェーンの各段階の持続性が確保される必要
- 農林水産省では2023年7月に「フェアプライスプロジェクト」を立ち上げ、合理的な価格の形成による持続可能な食料供給の実現に向けた理解と共感を深めるための広報活動を実施。また、2023年8月に「適正な価格形成に関する協議会」を設立。適正取引を推進するための仕組みについて、統計調査の結果等を活用し、関係者の合意の下でコスト指標を作成し、各段階で価格に転嫁されるようにするなど、取引の実態・課題等を踏まえ構築することとしている。

農業生産資材価格指数と農産物価格指数



資料：農林水産省「農業物価統計調査」  
 注：1) 2020年の平均価格を100とした各年各月の数値  
 2) 2023、2024年は概数値

生産コストの「見える化」の事例

(単位：円)

品名	生産出荷に係る資材等別上昇額(1ケース当たり)						1ケース当たり 上昇額
	肥料	農薬	出荷資材	光熱動力費	労働賃金	運賃	
ピーマン	26.3	9.1	9.7	5.7	38.1	5.0	93.9
結球レタス	160.3	2.8	39.2	2.0	54.0	8.0	266.3
はくさい	25.9	8.4	17.4	1.7	10.0	10.0	73.4
かんしょ	33.3	7.6	9.3	4.5	27.1	6.0	87.9
れんこん	53.3	1.9	23.0	7.5	31.9	6.0	123.6
春メロン	86.8	12.4	20.6	3.1	52.1	10.0	185.0

全国農業協同組合連合会茨城県本部は、価格転嫁の理解促進に向けて、主要品目・作型別に生産費の上昇額の試算表を作成し、取引先に説明するなど、生産コスト上昇の「見える化」を推進(茨城県)

資料：全国農業協同組合連合会茨城県本部

注：2023年6月時点の試算値

## 環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け

- 生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を位置付けることとしている。
- 農業・食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していくこととしている。
- 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、(1)環境負荷低減の取組の「見える化」の推進、(2)脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用、(3)食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成を図ることとしている。

### クロスコンプライアンスで求める 最低限行うべき環境負荷低減の取組



適正な施肥

例) ・肥料の使用状況の記録・保存  
・作物の生育や土壌養分に応じた施肥等



適正な防除

・農薬の使用状況の記録・保存  
・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止等



エネルギーの節減

・電気・燃料の使用状況の記録・保存等



悪臭・害虫の発生防止

・家畜排せつ物の適正な管理等



廃棄物の発生抑制・循環利用・適正処分

・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理等



生物多様性への悪影響の防止

・病害虫の発生状況に応じた防除の実施等



環境関係法令の遵守等

・営農時に必要な法令の遵守  
・農作業安全に配慮した作業環境の改善等

資料：農林水産省作成

### 安定的な有機農業生産の事例

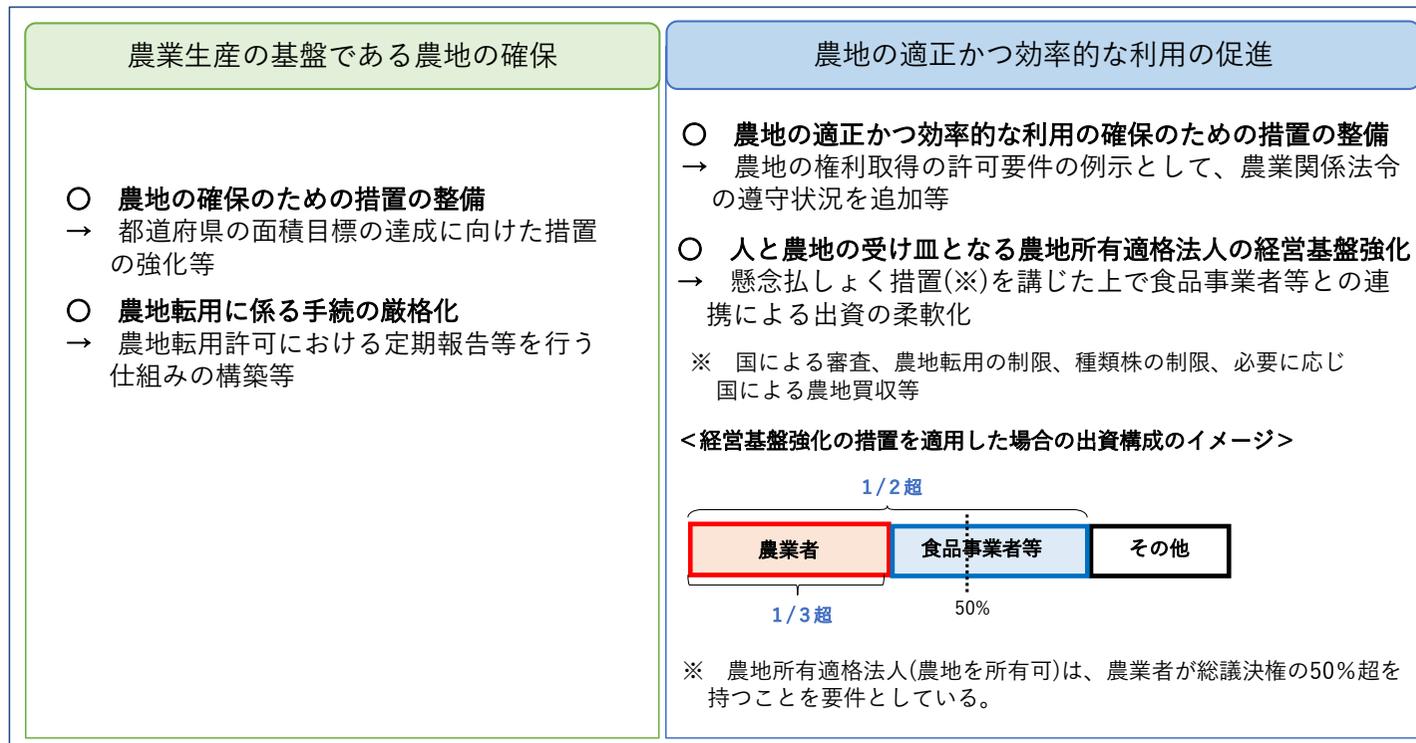


くらぶち草の会は、農薬や化学肥料に頼らない野菜作りを実践するとともに、販売事業者との契約栽培により有機農産物の販路を確保し、多くの新規就農者が定着(群馬県)  
資料：くらぶち草の会

## 農地の確保と適正・有効利用を推進

- 目標地図を含む地域計画に基づき、目標地図上の受け手に対する農地の集約化等を着実に進めるほか、我が国の食料安全保障を強化するため、国が責任を持って食料生産基盤である農地を確保するとともに、その適正かつ効率的な利用を図る必要
- 政府は、(1)国及び都道府県において確保すべき農用地の面積の目標の達成に向けた措置の強化、(2)農地の違反転用に対する措置の強化、(3)農地所有適格法人の食品事業者等との連携による経営の発展に関する計画の認定制度の創設等の措置を講ずることを内容とする「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案」を第213回通常国会に提出

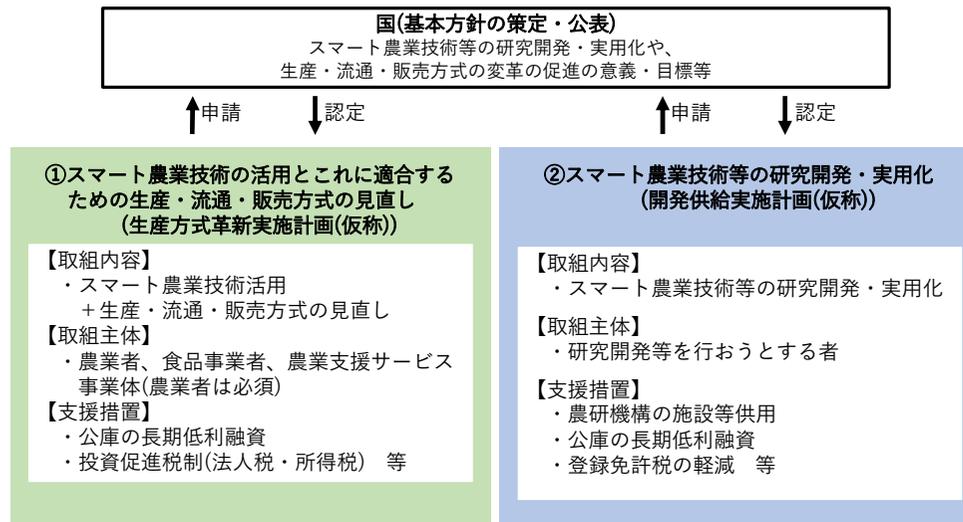
### 食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案の概要



## スマート農業技術の導入による生産性の高い農業への転換を推進

- 農業の生産性の向上を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画並びにスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画の認定制度を設け、これらの認定を受けた者に対する公庫による貸付けの特例等の措置を講ずることを内容とする「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律案」を、第213回通常国会に提出
- スマート農業技術の導入効果を十分に発揮するため、生産現場において、スマート農業技術を活用した農業支援サービス事業者等と連携しながら、スマート農業技術に適合した栽培体系の見直し等の生産・流通・販売方式への転換を促進
- 国が主導で実装まで想定した重点開発目標を明確にした上で、これに沿って研究開発等に取り組むスタートアップ等の事業者に対する農研機構の施設供用等を通じた産学官連携の強化により研究開発を促進

### スマート農業技術の活用促進のための法的枠組み



資料：農林水産省作成

### 自動収穫ロボットの事例



inaho株式会社は、規格化や通路幅拡張等を行った圃場に対応した、アスパラガスの自動収穫ロボットを開発し、若手農業者の参入を促進(神奈川県)  
 資料：inaho株式会社

## 農村集落機能を維持するため、農村コミュニティの維持や農村インフラの機能確保に向けた取組を推進

- 農村に関わりを持つ人材を増やすため、6次産業化や農泊といった地域の資源を活用した農山漁村発イノベーションによる事業の創出を推進
- 中山間地域等において、農村RMOの形成を推進するほか、棚田の振興を始め、地域に「活力」を創出するための社会貢献やビジネスの展開を図る企業の活動を後押しし、企業と地域との相互補完的なパートナーシップの構築を推進することとしている。
- 中山間地域における農地保全のための地域ぐるみの話し合い、農地の粗放的な利用、基盤・施設整備等にきめ細やかに取り組めるよう支援し、農村の持続的な「土地利用」を推進することとしている。
- 農村の振興について、「地域社会の維持」を図っていくほか、鳥獣害対策や農福連携等について明確化することとしている。

### 地域課題の解決に向けた取組の事例



YAMAGATA DESIGN株式会社は、産学官連携による農業人材育成・確保や観光等の街づくり事業を展開(山形県)  
資料：YAMAGATA DESIGN株式会社

## 地域一体となった共同活動により多面的機能の発揮を促進

- 農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、これを適切かつ十分に発揮させるためにも、農業生産活動の継続に加えて、共同活動による地域資源の保全を図ることが重要
- 日本型直接支払について、農業・農村の人口減少等を見据えた上で、持続可能で強固な食料供給基盤の確立が図られるよう、具体化を図ることとしている。

## 第213回通常国会に食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を提出

- 第213回通常国会に、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を提出
- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めるための改正を行うこととしている。

### 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要

#### 食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
  - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。
  - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定
  - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定
- (2) 基本的施策として、
  - ①食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)
  - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)
  - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定

#### 環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定

#### 農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記
- (2) 基本的施策として、効率かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定

#### 農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定